

フローチャート

現在、中学生までの児童を養育し、三木市から児童手当（特例給付）を受給している

はい

いいえ

大学生年代の子を
養育している

父母等のうち所得が高い方は
公務員である

はい

いいえ

いいえ

はい

大学生年代までの子を
3人以上養育している

2

勤務先に確認

所属庁での手続きになります。

1

手続きは不要です。

高校生年代の児童については、
自動的に認定します。
ただし、児童と別住所となっている
場合は、別居監護申立書が必要
となります。

父母等のうち
所得が高い方は
三木市に住民登録がある

5

住所地の自治体に確認

はい

いいえ

はい

いいえ

3

手続きが必要

大学生年代の子について「監護相当・生計費
の負担についての確認書」を提出してください。
高校生年代の児童については、自動的に認定
します。

4

手続きが必要

新規認定が必要になるため、「児童手当認定
請求書」を提出してください。
養育状況等により、別途必要な書類があります。

支給 の例	【例1】			【例2】			【例3】		
	5 歳	2 歳	0 歳	19 歳	15 歳	13 歳	23 歳	19 歳	17 歳
子のカウント	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	対象外	第1子	第2子
支給額	10,000円	15,000円	30,000円	対象外	10,000円	30,000円	対象外	対象外	10,000円

受付期限

<一次期限>

令和6年10月31日（木）

<最終期限>

令和7年3月31日（月）

一次期限を過ぎて提出した場合、令和6年12月には支給されませんが、最終期限までに提出すると令和6年10月分に遡って支給されます。最終期限を過ぎて提出した場合、提出の翌月からの支給対象となりますのでご注意ください。

※支給にあたっては、手続きが必要な場合と不要な場合があります。

※手続きが必要な場合は受付期限までに各種届出書に記入し、必要書類を添えて子育て支援課にご提出ください。

受付・問合せ先

三木市 健康福祉部 子育て支援課

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

電話(0794)82-2000(代)

